



(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第46号 2021年11月26日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

休息期間11時間を9時間に後退させる「追加案」

改善基準告示改正 第4回ハイタク作業部会で事務局が提示

第4回ハイタク作業部会＝2021. 11. 24、中央労働委員会会館



労政審労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会の第4回ハイタク作業部会が11月24日にひらかれ、自交総連の菊池書記長が傍聴しました。作業部会では、前回の作業部会で提案された「休息期間 原則11時間」について、事務局が「9時間以上。11時間以上とするよう努めること」という「追加案」を提示しました。11時間に使用者側の反発が激しいことを背景に、事実上9時間に縮めてしまうという提案で、重大な後退であり、到底認められるものではありません。労働者側委員も、「認められない」「11時間を維持すべき」と意見を表明しました。

事務局の説明によれば、追加案というのは修正案とは異なり、前回提案した11時間という提案がなくなったわけではなく、両案について今後議論をしていくということです。この件については労使の隔たりが大きいことから、今年度末までに改正案を確定させるとしても、それまでにまだ数回の議論を重ねる必要があるとの意見が労使双方から出され、部会長も了解しました。日程は明らかではありませんが、今後まだ数回の作業部会で議論が詰められる見込みです。

重大な後退に抗議、緊急の団体署名にとりくむ

自交総連では、休息期間11時間の原案からの重大な後退が生じている事態に対応し、12月10日に交運共闘で厚労省交渉を行い、その姿勢を質します。審議会に参加していない労働者・労働組合の意見を届ける必要があるため、建交労と共同で緊急の団体署名にとりくむ予定で、全労連にも協力を要請しています。

署名ができ次第、送りますので、すべての地方組織、単組・支部に加え、関係労組・団体に要請して、年内をめどに団体署名を集める準備をしてください。

作業部会での主な意見（休息期間に関するもの）

- 労働者側 追加案はメッセージが弱まったと感じるが、検討することはできる。
- 労働者側 休息期間の追加案は理解できない。どういう流れでこうなったのか。
前回案で例外が3回もあることにも同意していないのに、9H以上として、11Hは努力義務というのは受け入れられない。
- 事務局 使用者側の難しいという意見も踏まえ、追加提案として、拘束時間13Hのルールを明確にしたうえで、休息期間の下限を9Hとして11Hを努力規定として入れた。11Hという数字を残したものだ。
- 部会長 前回の案もなくなったわけではなく、両案で議論してほしい。
- 使用者側 ILO条約の10Hを基礎に議論が始まった。いきなり11Hというのはいかかなものかと言ってきた。毎日11Hを確保すると都市部でも守れないところがある。
- 労働者側 改善基準告示がなぜあるのか考えてほしい。一般より厳しい基準があるのは、交通事故の危険があるからだ。
- 使用者側 安全は守らなければならないが、一般では休息期間というのではない。現状でいいと言っているわけではないが、急にはすすめない。
- 使用者側 いきなり8Hから11Hになぜ伸ばさなければならないのか。窮屈に規則を縛ってしまうと困る。
- 労働者側 休息期間11Hというの譲れない。
- 使用者側 この追加案で検討できる。
- 労働者側 隔日勤務の休息期間20Hは受け入れられない。24H必要だ。
- 使用者側 隔日勤務は、この案どおりでお願いしたい。
- 労働者側 休息期間については、さらに議論する場が必要。あと何回か、そういう機会を設けてほしい。
- 部会長 そのようにしたい。

第4回作業部会で提示された「見直しの方向性について」（一部）

拘束時間、休息期間について	
案（10/8提示）	追加案（今回11/24提示）
【日勤】 ▷休息期間： <u>11時間（週3回まで9時間）</u> （現行8時間） ▷拘束時間： <u>13時間（週3回まで15時間）</u> （現行13時間、最大16時間） 【隔勤】 ▷2暦日の休息期間：20時間 ▷2暦日の拘束時間：21時間	【日勤】 ▷休息期間 ・ <u>9時間以上</u> ・ <u>11時間以上</u> とするよう努めること。 ▷拘束時間 ・ <u>13時間（最大15時間）</u> ・ <u>2日以上連続して14時間を超えてはならない。</u> 【隔勤】 ▷2暦日の休息期間：20時間 ▷2暦日の拘束時間：21時間